

協議事項

1 目的及びその適用範囲について

1 目的

この協議事項は、消防法第8条の2第1項に基づき、①_____の管理権原者の協議により、建物全体の共同防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

①_____の協議事項については、次の者に適用する。

- (1) ①_____に勤務し、出入りするすべての者
 - (2) その他
- _____

2 協議会の設置等

1 協議会の設置

①_____の防火管理業務を円滑に運営するために、当該建物の事業所の管理権原者を構成員として、②_____ (以下「会」という。)を設置する。

2 会の構成員

別表1のとおりとする。

3 事務局

本会の事務局は、③_____に置くものとし、代表者(以下「会長」という。)及び統括防火管理者の指示のもとで、本会の事務を行う。

4 会長の選任等

(1) 会長の選任

本会の会長は、④_____とする。

(2) 会長の責務

ア 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意志の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。

イ 会長は、次の事項を変更した場合、消防機関に届出をする。

(ア) 協議会の構成員を変更したとき

(イ) 協議会の代表者又は統括防火管理者を変更したとき

(ウ) 全体の消防計画を変更したとき

5 会の事業等

(1) 会の事業

本会は、共同で防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

ア 協議事項の審議、承認に関すること。

イ 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。

ウ 全体の消防計画の効果的実施についての審議、研究に関すること。

エ 地震時の対応についての研究に関すること。

オ 協議会の運営に関すること。

カ その他

(2) 協議会の開催

本会の開催は、定例会及び臨時会とする。

ア 定例会は、⑤ _____ とする。

イ 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

ウ その他

3 統括防火管理者の選任及び責務等

1 統括防火管理者の選任

統括防火管理者は、⑥ _____ とする。

2 統括防火管理者の権限と責務

(1) 統括防火管理者は、この協議事項の実行についてのすべての権限を持って次の業務を行う。

- ア 協議事項の作成又は変更に関すること。
- イ 各事業所の防火管理者、防火担当責任者(以下「防火管理者等」という。)及び防火管理業務に従事する者に指示、命令及び報告に関すること。
- ウ 自衛消防訓練の実施に関すること。
- エ 協議会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- オ 工事中の安全対策に関すること。
- カ 火気使用制限及び禁止に関すること。
- キ その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

- (2) 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を命ずることができる。

4 事業所の管理権原者及び防火管理者について

1 各事業所の管理権原者の責務

各事業所の管理権原者は、会の構成員として、ビル全体の安全性を高めるように努めなければならない。

2 各事業所の防火管理者の責務

- (1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- ア 防火管理者を選任又は解任したとき
- イ 消防計画を作成又は変更したとき
- ウ 防火対象物の法定点検を実施したとき
- エ 消防用設備等の法定点検を実施したとき
- オ 用途及び設備を変更したとき
- カ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- キ 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき

- ケ 火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という。)又は電気設備の新設、改修等を行うとき
- コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- サ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき
- シ その他火災予防上必要な事項

- (2) 防火管理者は、協議事項に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し防火管理業務を行わなければならない。
- (3) 防火管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

5 全体の消防計画

1 火災予防上の点検・検査

(1) 防火対象物の法定点検

ア ⑦

イ 点検を実施する場合は、防火管理者等が点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等の法定点検 消防用設備等の自主点検

ア ⑧

イ ⑨

ウ 点検を実施する場合は、防火管理者等が点検に立ち会う。

(3) 消防用設備等の自主点検

ア ⑩

イ ⑪

ウ その他

(4) 建物等の点検、検査等

ア ⑫

イ ⑬

ウ ⑭

エ ⑮

(5) 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

各事業所の管理権原者は、前記(1)から(4)で点検した結果並びに防火管理業務上必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

(6) 不備欠陥箇所の改修

ア ⑯

イ 自主点検・検査及び防火対象物・消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、管理権原者、統括防火管理者又は各事業所の防火管理者等は、改修計画を樹立し、改修を行う。

ウ その他

2 守らなければならないこと

(1) 従業員等の遵守事項

従業員等が火気設備器具の使用時などに遵守すべき事項は、各事業所の消防計画に定める。

(2) 工事中の安全対策

会長は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成させ、届出をする。

(3) 放火防止対策

放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

ア 建物内外の可燃物等の除去

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

ウ 挙動不審者の確認

エ その他

3 自衛消防活動対策

(1) 自衛消防隊の組織等

ア 本部隊と地区隊に分けずに編成する場合、自衛消防隊の編成と任務は別表3のとおりとし、各事業所に貼付する。

イ 本部隊(別表2)と地区隊に分けて編成する。

(ア) 組織の編成

a 当ビルの自衛消防隊は、ビル全体で実施することとし、各事業所の従業員から選出された本部隊と各事業所が組織する地区隊で編成する。

b 本部隊には、消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担する。

c 地区隊には、通報連絡、初期消火、避難誘導等の各担当を設け、各担当の指定は「各事業所の消防計画」に定める。

d 自衛消防隊長は、⑪ _____ とし、地区隊長は各事業所の管理権原者が定める。

e 本部隊の編成と任務は、別表2のとおりとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。

f 地区隊の編成と任務は、各事業所の消防計画に定める。

g 地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(イ) 自衛消防隊の装備

a 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各事業所の管理権原者が共同して整備する。

b 本部隊の装備品

--	--

c 地区隊の装備は、各事業所の消防計画に定める。

d 本部隊の装備は、⑱ _____ に保管、管理する。

(2) 自衛消防隊長等の権限

ア 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

イ 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

(3) 自衛消防隊の活動範囲

ア 自衛消防隊の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。

イ 隣接する防火対象物からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

ウ その他

(4) 自衛消防活動

ア 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災・地震などの災害に対処する。

イ 本部隊の活動は、建物内のすべての地区の火災等に対処し、地区隊の担当者と協力して、自衛消防活動を行う。

ウ 地区隊の活動は、火災等の発生した地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに自衛消防活動を行う。

エ 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いてすべて避難誘導にあたる。

オ 消防隊が到着したときは、本部隊員が火災の延焼状況、逃げ遅れの有無その他の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

カ その他

4 休日、夜間等における防火管理体制等

(1) 休日、夜間等における自衛消防活動体制

休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

ア 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者

等関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。

イ 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

ウ 休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

(2) その他

5 地震対策について

(1) 日常の地震対策

防火管理者等は、各事業所の消防計画に基づき、地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

(2) 地震発生後の応急措置

地震後、統括防火管理者は、自衛消防隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(3) 地震発生後の報告

防火管理者等は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(4) 地震時の活動

地震時の出火防止及び消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち本部隊は災害の最も大なるところを優先とするほか、避難誘導、情報収集等については次による。

ア 情報収集

(ア) 本部隊の通報連絡班員(担当)は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊長に連絡するとともに、その対応措置を講じる。

(イ) 地区隊長は、それぞれの地区の被災状況を自衛消防隊長に報告する。

(ウ) その他

イ 避難誘導

(ア) 避難誘導班員(担当)は、それぞれの地区の従業員等を⑱ _____の一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。

(イ) 本部隊の避難誘導班員(担当)は、一時集合場所に誘導された避難

者を地区隊の避難誘導班員と協力し、指定避難場所へ誘導する。

(ウ) その他

(5) 地震及び警戒宣言発令時の対策

ア 地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合については、統括防火管理者は、各防火管理者に対して、指示、命令又は報告を求めることができる。

イ 統括防火管理者は、大規模な地震発生に伴う地震予知情報又は警戒宣言が発令された場合は、会長に報告するとともに各事業所の管理権原者等に周知する。

ウ 情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、在館者に伝達する。

エ 休日、夜間等に警戒宣言が発令されたときは、夜間の自衛消防隊員と在館中の従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行う。

オ 警戒宣言が発令されたときは、㉔

別表2に定める任務を行う。

カ 警戒宣言が発令された場合の各事業所の営業は、㉕

キ その他

6 防災教育について

(1) 防災教育の実施時期など

防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は、次表による。

実施対象者	実施時期	実施責任者	実施回数
従業員等	各事業所の消防計画による	各事業所の防火管理者	各事業所の消防計画による
防火管理業務に従事する者	㉖	統括防火管理者	㉖

(2) 防災教育の内容

防火管理業務に従事する者に対する防災教育の内容は、次による。

ア 協議事項の周知徹底

イ 各事業所の責任範囲とその業務

ウ 自衛消防隊の編成とその任務、活動要領

エ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

オ 地震対策に関する事項

カ その他

(3) その他

7 訓練について

(1) 訓練の実施時期など

ア 訓練対象、訓練実施責任者、訓練の実施時期、実施回数は、次表による。

訓練の対象	訓練実施責任者	訓練の実施時期	実施回数
ビル全体で行う訓練	統括防火管理者	⑭	⑮
各事業所が行う訓練	防火管理者	⑭	⑮

イ 訓練の参加者

ビル全体で実施する訓練の参加者は、各事業所の消防計画に基づき、参加させる。

(2) 訓練の内容

ビル全体で行う訓練は、建物内に勤務する者を対象とした消火、通報連絡、避難誘導等に関する総合訓練及び自衛消防の組織編成に基づく各自の任務内容に関する実施の総合訓練を行う。

(3) 訓練の実施結果

統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施した結果、内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

6 雑 則

付 則

この協議事項は、平成 年 月 日から施行する。